

令和2年4月6日（令和2年(2020年)度第2号）



# 全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育士会事務局

〒100-8980  
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-6503  
FAX 03-3581-6509  
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp  
http://www.z-hoikushikai.com

## <ニュースの内容>

- 「子どもの育ちを支える食～保育所等における『食育』の言語化～」について
- 保育所における第三者評価の改訂について（厚生労働省）
- 「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」の一部改正について（厚生労働省）
- 全国社会福祉協議会 人事異動のお知らせ（児童福祉部関係抜粋）

## ◆ 「子どもの育ちを支える食 ～保育所等における『食育』の言語化～」について



乳幼児期の食事は、子どもたちの生活のすべてを支える大切な柱のひとつであり、食べること自体が子どもの発達や保育の基盤です。

そのため、保育所・認定こども園（以下、保育所等）で行われている毎日の保育のすべてが食育につながるものであり、食事は「生きる力の基礎を育むうえで大切なもの」、「空腹を満たすためだけでなく信頼関係の基礎をつくる営み」、「生涯を通じた影響を及ぼすもの」です。

また、保育所等における食育の推進は、「保育所保育指針」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」においても求められているものです。

食育はそうした重要な取り組みであるにもかかわらず、これまで、保育所等において食育に取り組む理由や必要性については、根拠や理論に基づいた整理はされていませんでした。

そこで、全国保育士会では、乳幼児期の食事、そして保育所等における食育の重要性について、保育所等で取り組んでいる一つ一つの活動を整理、言語化し、『子どもの育ちを支える食』を作成しました。

保育所等における食育について、保育者が自身の取り組みを他者に説明する際のツール、保護者や地域への発信する際のツールとしてご活用ください。

本冊子は、本会ホームページから全ページダウンロードいただけます。

※ A4判、68ページ

※ 本冊子は、全国保育士会委員、食育推進委員、都道府県・指定都市保育士会事務局、全国保育協議会協議員、都道府県・指定都市保育協議会事務局等に1部お送りしております（令和2年3月末）。

※ 令和2年度には、本冊子をベースに、保育者向け、保護者向け、関係者向けといった対象者別のパンフレットを作成し、広く配布する予定です。

### ■全国保育士会ホームページ

>発行書籍・パンフレット等のご案内>パンフレット・報告書・チラシ

<http://www.z-hoikushikai.com/book/pamphlet.html>

## 保育所等における食育とは

大阪総合保育大学大学院 教授・学長  
食育の「言語化」に関する検討特別委員会 委員長 大方 美香

「保育所等における食育」とはどのようなことを示すのでしょうか。  
現在、保育所等で過ごす子どもの大半は、生涯にわたる歩みの最初の一歩である0歳から3歳未満までの時期に入所します。また、保育時間の長時間化により、一日の生活のうち、8時間から11時間を保育所等で過ごします。  
本書では、そうした大切な時間を保育所等で過ごす子どもにとって「保育所等で食育をする」ことにはどのような意味があるのか、食育を通じて何を学んでいるのかを皆さまとともに考えてみたいと思います。

令和の時代となり、社会はAIの時代と言われてます。少子化は、人との出会いの減少、子どもたちが集うことの減少につながり、多様性や異なる見方、考え方に気づく機会が少なくなってきました。  
家族がともに食事をするという行為は、個別の好みの違い、道具の違い、年齢による味覚の違い、食を通じた対話や言語の発達等、何が正しいということではなく、生きることに必要な経験が詰まっています。また、友だちの家に行くことで気づいた「おやつ」や各家庭の味付けの違い、地域の食材や家庭料理で育まれた「懐かしい味」、「故郷の味」といった生きるうえで欠かせない食育を通じて学べたことが、今の時代では難しくなってきました。  
合理化や利便性は大切なことですが、家庭や地域での体験が難しくなってきた今日、保育を通じた「食育」により、子どもが大切なことを感じ、学んでほしいと願っています。

本書の「保育所等での取り組み」「事例編」では、さまざまな現場の取り組みと写真を多数掲載しています。食育を見える化、言語化したなかで、「食事は生きる力の基礎を育むうえで大切なもの」、「食事は空腹を満たすだけでなく、信頼関係の基礎をつくる営み」、「食事は生涯を通じて影響を及ぼすもの」といったことに気づいていただけたらと思います。どの取り組みも創意工夫されており、各保育所等の皆さまは、それをそのままを自園に当てはめるのではなく、各園や地域の実態に合わせた実践につなげていただけたらと思っています。  
食育の基礎となる理念や基本的なことは大切にしながら、さらに創意工夫した独自性ある取り組みが次々に生まれてくることを祈念しています。

6 子どもの育ちを支える食

## 1. 乳幼児にとつての食事

### (1) 乳幼児期の食事の大切さ

「食べることは生きること」と考える保育者にとって、その基礎を培う乳幼児期の食事は子どもたちの生活のすべてを支える大切な柱の一つです。食べることで湧き出るエネルギーや意欲が、笑顔や身の回りのいろいろなことへの興味や関心を育てていくことを保育者は日ごろから実感しています。例えば、朝食を摂ってきているかどうかは、それははっきりと物語ります。食べてきている子どもたちの活き活きとした表情に比べ、食べてきていない子どもは不機嫌だったり、顔色が優れなかったり、何より、遊ぶという気持ちが見られません。朝食を摂ってこなかった子どもが給食を満足するまで食べ切った後の表情を見ると、この時期の子どもにとって食事は何よりも優先されるべきものだと感じます。

したがって、保育所等における給食はただ単におなかを満たすだけのものではありません。食育計画に基づき、保育士等、栄養士、調理員等、専門性を持った職員の緊密な連携のもとに実践される幅の広い、そして深い営みであると思います。

なぜ食べるのか、どういう気持ちで食べたいのか、どのように口に運ぶのがよいのか、自ら考えて主体的に食べることができ力を育てていくのが乳幼児期です。

準備ができました：1歳児

7歳児の給食は5歳児

準備ができました：1歳児

解説 食育基本法のなかで、食育は「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」ことであると示されました。  
食育はあらゆる世代の国民に必要とされますが、特に、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものです。

乳幼児期の子どもたちの生活の場である保育所等においては、毎日の食事（給食やおやつ）の提供を中心とした日々の食育を積み重ねることによって心身の成長を支援することや、栽培・収穫・調理・消費などを通じた食への興味・関心を高める多様な取り組みの実施を通して、全職員の間で共通理解を図りながら計画的・総合的に展開されています。

参考：食育基本法（内閣府・農林水産省、2005年）

14 子どもの育ちを支える食

## ◆保育所における第三者評価の改訂について（厚生労働省）

令和2年4月1日、厚生労働省は各都道府県知事に標記通知を发出了しました。

保育所における第三者評価事業については、平成17年5月26日付雇児保発第0526001号、社援基発0526001号「保育所版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」により実施されており、当該通知においては、平成28年に改定が行われています。

また、平成30年には第三者評価基準のもととなる、全福祉サービス共通の共通評価基準が改定され、同年に改定保育所保育指針が適用となっています。

その改定の内容を踏まえ、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービス質の向上推進委員会」で、見直しに向けた検討が行われてきました。本委員会には、本会から北野久美副会長も委員として参画し、保育現場からの意見を述べてきました。

本委員会での議論を取りまとめた今回の通知の改訂は、保育所保育指針の内容を踏まえるとともに、子どもの権利擁護の視点など保育の現場に合わせた評価基準等の見直しが行われています。

(全国保育士会事務局抜粋)

### 保育所版における共通評価基準の解説版について

※ 保育所での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらないように配慮して、言葉の置き換え、内容の加筆・削除、保育所独自の内容の付加を以下のように行っている。

※ なお、保育所における保育は、保育所保育指針をもとに行われているため、保育所保育指針を十分理解したうえで評価を行う必要がある。

#### 1. 共通評価基準の改定

(1) 「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正の一部改正について」（平成30年3月）

○ 厚生労働省より「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正の一部改正について」（平成30年3月）が通知され、福祉サービス第三者評価基準ガイドライン、福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインが改定された。

○ この改正は、社会福祉法人制度の見直しなど、この間の関連制度の改正等による第三者評価事業を取り巻く環境の変化に対応するために行われたものである。

## (2) 保育所版第三者評価基準ガイドラインの改定

- 共通評価基準は、各福祉施設・事業所の種別に関わりなく共通的に取り組む事項に関し評価する基準であり、保育所版共通評価基準ガイドラインは、平成30年3月26日の「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」のもとに改定した。
  - また、保育所での評価が円滑に実施できるよう、保育所保育指針や保育所における保育内容等を踏まえ、共通評価基準ガイドライン本来の趣旨が変わらぬよう配慮し、言葉の置き換えや解説の追加等を行った。
2. 言葉の置き換えについて（略）
  3. 内容の加筆・修正・削除等について（下記参照）

例えば、「共通評価基準」の「I 福祉サービスの基本方針と組織」では、次のように保育に関する考え方が追記されています。

（全国保育士会事務局抜粋）

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

① I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

#### 評価基準の考え方と評価の留意点

##### (2) 趣旨・解説

【新設⇒保育所保育指針に沿った内容が加筆されました。】

- 保育は、子どもの尊厳の保持を旨とし、子どもの心身の健やかな育成、その有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして、良質かつ適切であることを基本的理念としています。
- 法人、保育所には、子ども一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図られるよう子どもの権利擁護を基礎にした事業経営、保育の提供が求められます。

また、「内容評価基準」では、次のような修正が行われています。

（全国保育士会事務局抜粋）

- ・ 保育所での評価が円滑に実施できるよう、保育所保育指針の改定に合わせて、言葉の置き換えや解説の追加等を行っている。
- ・ 主な読み替え

A-1 保育内容 「保育課程」⇒「全体的な計画」

A⑩ A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

「長時間にわたる保育のための環境」

⇒「それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境」

通知の本文、ガイドラインの新旧対照表等は全国社会福祉協議会「福祉サービス第三者評価事業」ホームページに、準備が整い次第掲載されますので、ご参照ください。

■全国社会福祉協議会「福祉サービス第三者評価事業」ホームページ  
<http://shakyo-hyouka.net/>

## ◆「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」の一部改正について(厚生労働省)

令和 2 年 3 月 30 日、厚生労働省は都道府県知事・指定都市市長・中核市市長に標記通知を発出しました。

本通知は、社会福祉法人の社会福祉充実計画について、事務処理基準が改正されたものです。社会福祉充実残額を単なる現状復旧のための修繕、補修などサービス向上に資するとは認められない事業に充当することはできません。

(全国保育士会事務局抜粋・下線部が改正箇所)

### 8 社会福祉充実計画案に係る所轄庁への承認申請

【略】

所轄庁においては、社会福祉充実計画の意義を踏まえつつ、法人の経営の自主性を十分尊重するとともに、関係者への意見聴取を経て申請がなされているものであることも勘案して、次の内容について確認を行うこと。

①～④【略】

⑤ 所轄庁が、社会福祉施設等の整備を行うことを内容とする社会福祉充実計画案を承認する場合において、単なる現状復旧のための修繕、補修などサービス向上に資するとは認められない事業に社会福祉充実残額を充当する内容となっていないか。

(別紙1－参考①) 社会福祉充実計画記載要領

1～3【略】

4 資金計画

- ① 各年における事業費について、社会福祉充実残額、補助金、借入金、事業収益、その他の内訳を記載すること。なお、社会福祉施設等の整備を行うことを内容とする事業を行う場合にあっては、単なる現状復旧のための修繕、補修などサービス向上に資するとは認められない事業に社会福祉充実残額を充当することはできないものであること。

【以下略】

詳細は別添の資料をご参照ください。

## ◆ 全国社会福祉協議会 人事異動のお知らせ (児童福祉部関係抜粋)

令和2年4月1日、全国社会福祉協議会人事異動により、本年度の職員体制は下記のとおりです。引き続き、ご指導くださいますようお願い申し上げます。

全国保育士会・全国保育協議会担当は、次のとおりです。

児童福祉部 部長 岩崎 香子  
副部長 平井 つねゆき 庸元

### 【全国保育士会担当】

参事 辻本 和晃  
部員 志村 宏祐  
部員 高橋 亜由美  
部員 福與 紗菜

### 【全国保育協議会担当】

参事 安藤 紀彦  
部員 針谷 妙子  
部員 梶西 美智  
部員 稲葉 文乃  
嘱託 下立 耕太郎

## 人事異動のお知らせ (児童福祉部関係を中心に抜粋)

(令和2年4月1日付)

新	氏名	旧
児童福祉部 副部長	平井 庸元	地域福祉部 副部長
中央福祉学院 副部長	山下 朋久	児童福祉部 副部長
民生部 部員	秋田 菜摘	児童福祉部 部員(保育士会担当)

児童福祉部 部員（全保協担当）	針 谷 妙 子	出版部 部員
児童福祉部 部員（全養協担当）	高 柳 嘉 彦	高年・障害福祉部 部員
児童福祉部 部員（保育士会担当）	高 橋 亜 由 美	出向（社会福祉法人六親会）
出向（社会福祉法人六親会）	中 川 こ こ ろ	児童福祉部 部員（全保協担当）
児童福祉部 部員（社会的養護担当）	池 本 容 子	新規採用
児童福祉部 部員（全保協担当）	稲 葉 文 乃	新規採用
児童福祉部嘱託（全保協担当）	下 立 耕 太 郎	新規採用
出向解除（3月31日付） 〔社福〕八尾隣保館）	百 瀬 健 太	児童福祉部付（社会的養護担当）